

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律について(案)

平成13年1月26日
経済産業省

1.趣旨

食品の食べ残し、売れ残りや製造過程で生ずる大量の食品廃棄物について、発生抑制や減量化を行うとともに、肥料や飼料等への再生利用を推進。

2.法律の概要

(1)基本方針の策定等

主務大臣(農林水産大臣、環境大臣、経済産業大臣等)は、食品循環資源の再生利用等を総合的かつ計画的に推進するため、「基本方針」を策定する。

- 1)食品循環資源の再生利用等の促進の基本的方向
- 2) " を実施すべき量に関する目標
- 3) " の促進のための措置に関する事項
- 4)知識の普及に関する事項
- 5)その他

- (食品循環資源 :食品廃棄物であって、肥料・飼料等の原材料となるなど有用なもの
再生利用 :食品循環資源を肥料・飼料等として利用し、又は利用する者に譲渡すること
再生利用等 :再生利用、発生抑制、減量(乾燥・脱水等)

消費者及び事業者は、食品廃棄物の発生抑制や再生利用製品の使用等に努める。

(2)食品関連事業者による再生利用等の実施

主務大臣は、上記 2)の目標を達成するために、取り組むべき措置等に関し、「食品関連事業者の判断の基準」を定める。

主務大臣は、「判断の基準」を勸告して、食品関連事業者に対し必要な指導・助言ができ、また再生利用等が著しく不十分な場合には、勧告、公表、命令を行うことができる。

(3)再生利用を実施するための措置

食品循環資源の肥飼料化等を行う事業者についての登録制度を設け、再生利用を促進。

食品関連事業者、農林漁業者等の利用者、肥飼料化等を行う者による再生利用事業計画の認定制度を設け、再生利用を促進。

この場合、廃棄物処理法や肥料取締法・飼料安全法の特例を講ずる。

(4)施行期日

この法律は公布日(平成12年6月7日)から起算して1年以内に施行する。

食品リサイクル法の施行に当たって (案)

平成13年1月26日
経 済 産 業 省

1.関係規定の整備

本年の法施行に向けて、今後、関係規定の整備が必要。

食品循環資源の再生利用等を総合的かつ計画的に推進するための基本方針 (目標、方策など)の策定
目標を達成するために、事業者が取り組む際の判断の基準となるべき事項の策定
その他関係政省令の整備

なお、これらの策定に当たっては、パブリックコメント等により国民各層から幅広く意見を求める予定。

2.対象となる事業者

食品関連事業者：

食品の製造、加工、卸売又は小売を業として行う者
食品メーカー、百貨店、食品スーパー、コンビニエンスストア等
飲食店業その他食事の提供を伴う事業を行う者
食堂、レストラン等 (その他ホテル・旅館、結婚式場等を予定)

3.主な論点の例

「基本方針」や「判断の基準」の策定に当たっては、以下のような事項が論点となる。

再生利用等の目標をどのように設定するか、また、実施率をどのように計測するか。

再生利用等の実施率を向上させていくために、食品関連事業者にはどのような取り組みが求められるか。また、国はそうした取り組みをどう評価するか。

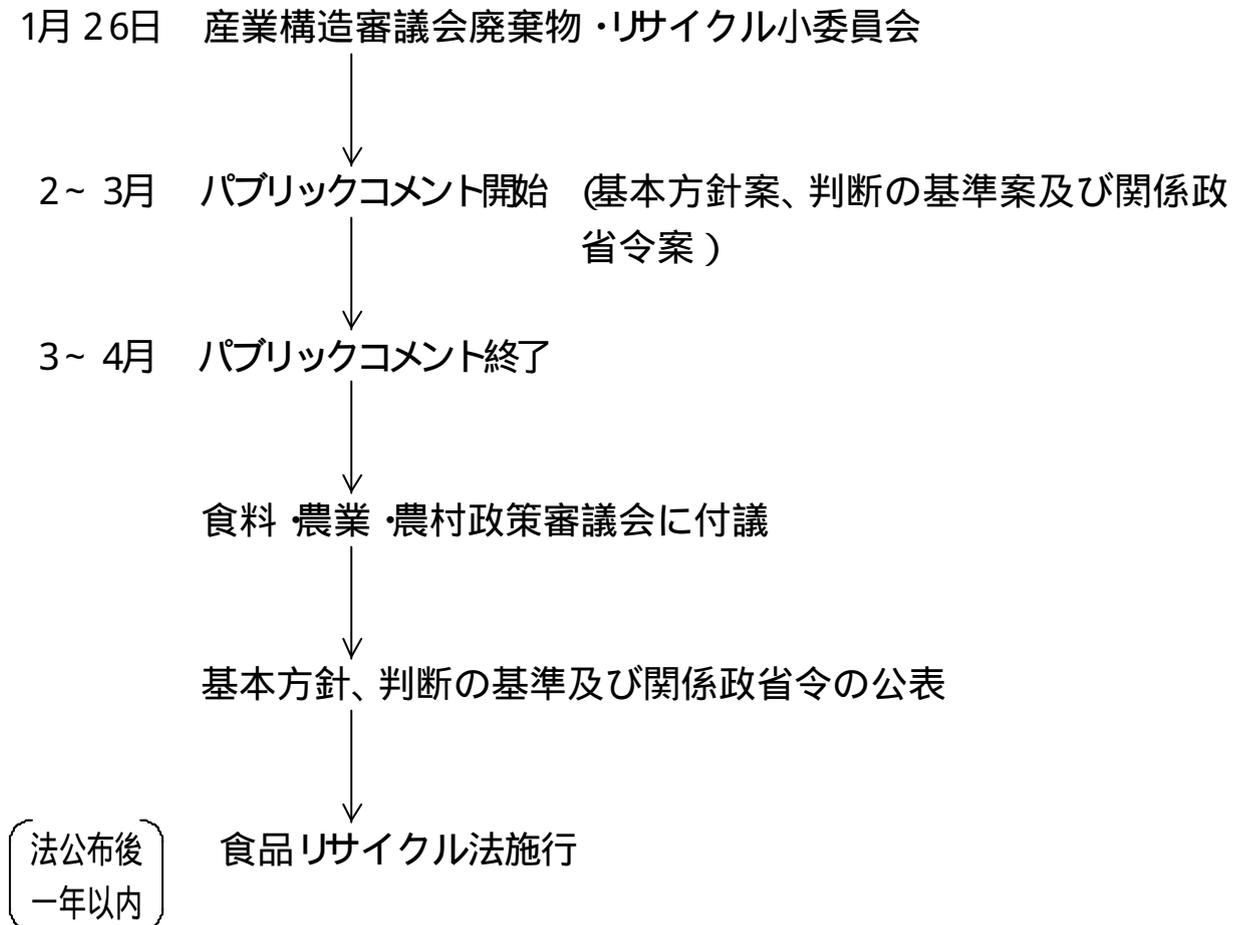
目標の設定や実施率の計測、取り組みの評価等に当たって、業種毎の特性の相違をどう考えるか。

廃棄物の排出抑制の実施率等をどう計測し、評価するか。

再生利用可能量の拡大や再生利用により得られた製品の需要の確保・利用の推進に向けてどのような対応を行っていくべきか。

3.今後のスケジュール(案)

平成13年



以上のスケジュールは、あくまで現時点における見込みであり、今後、変更となる可能性がある。